

小浜市母と子の家児童発達支援センター指定管理者募集要項

1 基本的事項

(1) 要項の主旨

小浜市母と子の家児童発達支援センター（以下「センター」という。）について、その設置目的を効果的に達成し、質の高いサービスを安定して提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および小浜市母と子の家児童発達支援センターの設置および管理に関する条例（平成18年小浜市条例第24号。以下「設管条例」という。）に基づき、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

イ 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小浜市条例第28号。以下「手続条例」という。）

ウ 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号。以下「手続規則」という。）

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければなりません。

ア 運営業務にあたっては、目的、機能および法的位置付けに基づき業務を行うこと。

イ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。

ウ 市民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

エ 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること。

オ 管理に当たっては、市と緊密な連携を取ること。

市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとし、指定管理者はその指示に誠実に対応するものとします。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 小浜市母と子の家児童発達支援センター |
| (2) 所在地 | 小浜市後瀬町1番5号 |
| (3) 設置目的 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児および発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うことにより、その育成を助長し、福祉の充実を図ることを目的とします。 |
| (4) 施設規模等 | 敷地面積 1331.0㎡
延床面積 293.3㎡
建物構造 木造トタン平屋建 |

主要施設	事務室、相談室、療育室、プレイルーム 1～4 ベッドルーム
施設定員	児童発達支援 12 人、放課後等デイサービス 10 人

3 管理の基準（管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）

管理の基準は、以下のとおりとします。詳細については、「小浜市母と子の家児童発達支援センター管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

- (1) 開所時間
仕様書に記載のとおりとします。
- (2) 開所日
仕様書に記載のとおりとします。
- (3) サービス提供日
仕様書に記載のとおりとします。
- (4) サービス提供時間
仕様書に記載のとおりとします。
- (5) 情報公開および個人情報の取扱い
管理運営を行うに当たって取得または作成した情報の公開および個人情報の取扱いについては、仕様書に記載のとおり適正に取り扱ってください。
- (6) 関係法令等の遵守
仕様書記載の関係法令等の規定を遵守してください。

4 業務内容

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の具体的な内容は、仕様書を参照してください。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援
- (2) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービス
- (3) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する居宅訪問型児童発達支援
- (4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援
- (5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援
- (6) 障害者総合支援法第 5 条第 19 項に規定する特定相談支援事業
- (7) 施設の利用に関する業務
施設の利用承認等に関する業務、利用料金の徴収に関する業務等
- (8) 施設等の維持管理に関する業務
- (9) 施設等の管理に関する経理業務
- (10) 総合的な管理に関する業務
- (11) 利用者サービス提供事業に関する業務（自主事業）
- (12) 施設における事業計画および実施に関する業務

(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関して市長が必要と認める業務

5 サービス提供地域

小浜市、若狭町、おおい町、高浜町

6 管理業務に従事するに当たって必要な人員配置の基準

関係法令を遵守するとともに、効果的・効率的に管理運営を行うことができるよう体制を整備し、業務を遂行するために必要な知識、技能および経験を考慮して適正な人数を配置してください。なお、人員基準は、【別記1～2】のとおりです。

(児童発達支援 定員数12人、放課後等デイサービス 定員数10人で積算)

7 指定期間

原則、令和9年4月1日から令和14年3月31日とします。

ただし、指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めたときは、指定を取り消すことがあります。

8 管理運営に要する経費および指定管理料

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、提供するサービスの給付費等その他収入および小浜市が支払う指定管理料をもって充てるものとします。

指定管理料の総額は、次のとおりとします。

指定管理料の総額 33,500,000円以内

※消費税および地方消費税相当額を含む

指定管理料の総額は、基本協定書で定め、毎年度の指定管理料および支払方法（分割払いとする）については会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に締結する年度協定において定めます。

なお、サービスの給付費等その他収入および指定管理料との合計額が管理運営費の額を下回った場合、原則、指定管理料の補てんは行いません。

9 募集・選定等のスケジュール

項 目	時 期
指定申請書の受付期間および募集要項の公告期間	令和8年9月1日（火）～9月30日（水）
質問受付期間	令和8年9月1日（火）～9月16日（水）
現地説明会	令和8年9月上旬
質問回答	令和8年9月24日（木）
指定管理者選定委員会開催	令和8年10月14日（水）

(プレゼンテーション・審査)	
選定結果の通知	令和8年10月下旬
指定に関する議案の上程	令和8年11月下旬（12月議会）
指定管理者指定（議決後）	令和8年12月中旬
協定の締結	令和8年1月上旬
指定管理者の準備行為開始	令和8年1月上旬

10 申請資格

申請者は資格審査基準日（申請日現在）に以下の資格要件を満たす必要があります。

- (1) 小浜市内に事業所を有する法人もしくは団体であること。
- (2) 福祉に関する施設の運営実績があること（過去10年以内において、3年以上の実績を有していること）。
- (3) 指定管理者に指定された場合、施設を運営するにあたり、必要な人員配置の基準に定める人員を配置できること。
- (4) 法人または法人以外の団体の場合は、その代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの。
 - イ 破産者で復権を得ないもの。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または2項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - エ 地方自治法244条の2第11項の規定による指定の取消し等を受けたことがあるもの。
 - オ 地方自治法第92条の2、第142条および第180条の5の規定に抵触することとなるもの。
 - カ 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納しているもの。
 - キ 申請日時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けているもの。
 - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているもの。
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員等。

11 申請書類

- (1) 様式第1号 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書
- (2) 様式第2号 誓約書

(3) 事業計画書

ア 様式第3号

小浜市母と子の家児童発達支援センターの指定管理者管理運営事業計画書
(法人等の概要等)

イ 様式第4-1号および4-2号

1 施設利用者の平等な利用の確保について

ウ 様式第5-1号および5-2号

2 施設の効果を最大限に発揮させる事業計画について

エ 様式第6-1号および6-2号

3 利用者に対するサービスの向上について

自主事業計画書

オ 様式第7号

4 円滑な施設運営について

カ 様式第8号

5 施設の管理に係る経費の縮減について

キ 様式第9-1号および9-2号

6 事業計画を着実に実施するための人的能力について

ク 様式第10-1号

7 児童発達支援に対する基本的な考え方

ケ 様式第10-2号

8 放課後等デイサービスに対する基本的な考え方

コ 様式第10-3号

9 居宅訪問型児童発達支援に対する基本的な考え方

サ 様式第10-4号

10 保育所等訪問支援に対する基本的な考え方

シ 様式第10-5号

11 障害児相談支援および特定相談支援に対する基本的な考え方

ス 様式第10-6号

12 市および関係機関との連携を図る方策について

(4) 様式第11-1号および11-2号 福祉施設等運営実績

(5) 様式第12号 福祉施策に関する取組み状況

(6) 様式第13号 管理に係る収支計画書（5年間計）

(7) 様式第14号 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請に係る質問書

(8) 添付書類

ア 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類

イ 法人の場合、登記簿謄本または登記事項証明書・法人納税証明書・消費税納税証明書

ウ 法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類

- エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表・損益計算書、その他財務の状況を明らかにすることができる書類
- オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その業務の内容を明らかにすることができる書類
- カ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書
- キ 申請団体の従業員数、資本の額その他経営の規模および状況がわかる書類
- ク その他市長が必要と認める書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書類が得られないときは、これに類する書類を提出すること。）

1 2 募集方法

(1) 募集要項の公告期間および配布場所

ア 公告期間

- ・令和8年9月1日（火）～9月30日（水）（土曜日、日曜日を除く。）
- ・午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

小浜市生活福祉部地域福祉課障がい者支援室で配布します。

また小浜市ホームページにも掲載します。

(2) 募集内容等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和8年9月1日（火）～9月16日（水）

イ 提出方法

様式第14号の質問書により、地域福祉課障がい者支援室あてに電子メールまたはFAXで提出、もしくは直接持参してください（連絡先は下記参照）。

(3) 募集内容等に関する質問の回答

令和8年9月24日（木）までに、電子メールまたはFAXで回答するとともに、小浜市ホームページにおいて回答内容を掲載します。やむを得ない事情により回答書の送付が遅れる場合は、別途連絡します。

なお、回答書は、この応募要項と一体のものとして、応募要項と同等の効力を有するものとします。

(4) 申請書の受付

ア 受付期限

令和8年9月30日（水）午後5時15分まで

イ 受付方法

提出書類を10部（正本1部、副本9部）、地域福祉課障がい者支援室に直接持参のうえ提出してください。

(5) その他

ア 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出期限経過後の提出書類および申請内容の変更は不可とします。ただし、選定委員会の開催前において誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情がある

と市長が認めたときは、変更をすることができるものとします。

この場合は、市が指示する期間までに変更を行ってください。

エ 著作権の帰属

申請書類の著作権は、指定申請した法人等に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表その他必要があると認めるときは、申請書類の内容を無償で使用するすることができるものとします。

オ 第三者の権利の侵害

指定申請した法人等が、申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとします。

カ 追加書類の提出

市が必要と判断した場合は、追加書類の提出を認める場合があります。

キ ヒアリングの実施

市が必要と判断した場合は、ヒアリングを実施する場合があります。

ク 資料の取扱い

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

1 3 審査および選定に関する事項

(1) 地域福祉課による審査（＝1次審査）

資格要件への適合、その他の形式的要件を地域福祉課が審査します。

(2) 選定委員会による審査（＝2次審査）

公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置し、申請者の事業内容等を審査します。申請者である法人等の代表者等には、選定委員会において、企画提案説明（プレゼンテーション）を行っていただき、委員からの質問に対して回答していただきます。その審査結果を市長に具申します。

選定委員会の開催日時および場所等は、応募者に対し後日連絡します。

(3) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、指定管理者の候補者を選定します。

(4) 選定結果等の通知および公表

選定結果については、手続規則第5条の規定により、指定申請した法人等に通知します。

指定管理者の候補者の選定後、申請の概況、選定した指定管理者の候補者名および審査内容の概要を公表します。

(5) 選定基準

手続条例第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行います。

なお、審査における主な評価項目は、次のとおりとします。

- ア 事業計画書による公の施設の運営が施設利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。
- エ 具体的な審査項目および配点については、【別記3】の審査項目および配点表のとおりとし、その得点に基づき、指定候補者を選定します。

1 4 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受け、たうえで、指定管理者を指定します。

ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適當であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画書の作成等に要した費用については、市は一切補償しません。

1 5 協定の締結

指定管理者の指定後、市長と指定管理者との間で協議を行い、センターの管理運営に必要な事項を定めるため、協定を締結します。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者との間で協議するものとします。

1 6 引継ぎ

(1) 指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、令和9年1月上旬から業務の引継ぎを受けていただきます。なお、指定期間の始期以降に、引継ぎを受ける必要がある場合、必要となる経費は、原則、引継ぎを受ける指定管理者が負担することとします。

(2) 引継ぎ時に現利用者に提供されているサービス水準を維持するとともに、その向上に努めてください。

17 問合せ先

〒917-8585

小浜市大手町6番3号

小浜市 生活福祉部 地域福祉課 障がい者支援室

担当：久保

電話 0770-64-6012

FAX 0770-53-1016

E-mail: genki@city.obama.lg.jp

人員基準整理表

職種	児童発達支援（定員12人）	放課後等デイサービス（定員10人）	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
管理者	1人（支援に支障がない場合は他の職務に従事させることができる） ※省令第7条	第7条準用 ※省令第67条	第7条準用 ※省令第71条の9	第7条準用 ※省令第74条
児童発達支援 管理責任者	1人以上 ※省令第6条第1項第5号	1人以上（1人以上は専任かつ常勤でなければならない。） ※省令第66条第1項第2号および第8項	1人以上（1人以上は専従） ※省令第71条の8第1項第2号および第3項	1人以上（1人以上は専従） ※省令第73条第1項第2号および第2項
嘱託医	1人以上 ※省令第6条第1項第1号			
看護師	1人（医療的ケアを行う場合） ※省令第6条第2項	1人（医療的ケアを行う場合） ※省令第66条第2項		
訪問支援員			事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事したもの。 ※省令第71条の8第1項第1号および第2項	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ※省令第73条第1項第1号
児童指導員 保育士	児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上 児童指導員1人以上 保育士1人以上 ※省令第6条第1項第2号	障害児の数が10人までのもの 2人以上 児童指導員または保育士のうち1人以上は常勤でなければならない ※省令第66条第1項第1号および第6項		
機能訓練 担当職員	1人（機能訓練を行う場合） 上記児童指導員および保育士の総数に含めることができる。 ※省令第6条第2項および第3項	1人（機能訓練を行う場合） ※省令第66条第2項		
備考	※省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第15号）			

【別記1】

人員基準整理表

職種	障害児相談支援	指定特定相談支援
管理者	1人（支援に支障がない場合は他の職務に従事させることができる） ※省令第4条	1人（支援に支障がない場合は他の職務に従事させることができる） ※省令第4条
相談支援専門員	障害児相談支援対象保護者の数が35人に対し1人。端数を増すごとに1人とする。（前6ヶ月平均。新規の場合推定値） ※省令第3条第2項、通知第二1(1)②	計画相談支援対象障害者の数が35人に対し1人。端数を増すごとに1人とする。（前6ヶ月平均。新規の場合推定値） ※省令第3条第2項、通知第二1(1)②
備考	※省令：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第29号） 通知：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）	※省令：障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（更生労働省令第28号） 通知：障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）

【別記 3】

「小浜市母と子の家児童発達支援センター」審査項目および配点表

審 査 項 目	配 点 率
1 利用者の平等な利用が確保されること ・センターの管理・運営を希望する理由は適切か。 ・センターの管理・運営のための基本方針は適切か。 ・センターの管理・運営に向けて、準備態勢に明確な考え方を有するか。	必須（ただし、確保されない場合は失格）
2 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること ・事業計画の内容が、施設の設置目的に基づいたものとなっているか。 ・施設サービスの課題の把握とその解決策についての考え方はどうか。 ・施設の利用を促進させる方策がとられているか。 ・利用者の要望・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 ・自主事業の内容が、設置目的に合致しているか。 ・安全管理対策、緊急時等の対応策がとられているか。 ・管理業務の経費削減に関する具体的な提案がなされているか。 （安易な賃金の切り下げによる経費の縮減をしていないか。）	35
3 事業計画の内容に沿った管理運営を安定して行う物的・人的能力を有していること ・事業計画書記載の業務を遂行するのに十分な職員体制がとられているか。 （管理運営組織、職員数、職員採用、勤務体制等） ・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が整っているか。 ・個人情報の管理、保護対策は十分か。 ・類似施設等の管理運営の実績はどうか。 ・収支計画書の内容は適正か。 ・安定した管理体制を提供できる財政基盤があるか。	30
4 個別事項 ・児童発達支援に対する基本的な考え方は適切か。 ・放課後等デイサービスに対する基本的な考え方は適切か。 ・居宅訪問型児童発達支援に対する基本的な考え方は適切か。 ・保育所等訪問支援に対する基本的な考え方は適切か。 ・障害児相談支援および特定相談支援に対する基本的な考え方は適切か。 ・市および関係機関との連携を図るための方策がとられているか。	30
5 指定管理委託料の額	5
合 計	100